

介護保険システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第2回）
令和5年11月24日 【資料3】

介護保険システム等標準化検討会 第2回合同WT

第2回WTの検討概要

令和5年11月24日
事務局提出資料

1. 第2回WTで検討する範囲について

○ 第2回WTで検討する範囲は以下のとおりとなります。

No	検討の論点	見直しの契機	関連個所	
1	第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応 (全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正内容を含む。)	制度改正	第3回WTで 検討予定	
2	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	指定都市要件検討 分科会で検討中	
3	検討の論点2で追加となった機能について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	第3回WTで 検討予定	
4	指定都市要件の「成案」で、介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(令和5年3月31日公開分)に反映済の機能(16件)について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	第3回WTで 検討予定	
5	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能要件の見直し	制度改正以外	資料3 2～3頁	今回の 検討 範囲

なお、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた正誤対応についても、正誤対応する内容を確認する予定としております。

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/2)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
1	<p>【検討課題一覧 No.100】</p> <p>1.介護保険共通 1.1.他システム連携 機能ID:0230008</p> <p>機能ID 0230008に記載している「※2 住登者かつ他市町村で賦課されている住登外課税者であるかを連携できること」について、「住登外課税であることを補足できないと適切な賦課が行えないため、必須機能としてほしい」とのご意見があり、連携ID 010o007として規定されている以下の個人住民税と介護保険の双方の機能別連携仕様においても、実装必須とされていることから、機能・帳票要件における記載も実装必須に見直す必要がある。</p> <p>010_個人住民税_機能別連携仕様(Output)</p> <p>023_介護保険_機能別連携仕様(Input)</p>	<p>機能ID 0230008に記載している「※2 住登者かつ他市町村で賦課されている住登外課税者であるかを連携できること」を削除し、機能ID 0230007に「※5 住登者かつ他市町村で賦課されている住登外課税者であるかを連携できること」を追加しました。</p> <p>また、「要件の考え方・理由」に記載の「標準オプションの※2については…」は、住登外課税者の把握は機能別連携仕様に連携項目にて行う想定のため、削除しました。</p>
2	<p>【検討課題一覧 No.101】</p> <p>8.給付管理 8.3.償還(住宅改修費)</p> <p>8.4.償還(福祉用具購入費)</p> <p>8.6.償還(その他償還)</p> <p>標準仕様書 事業(給付) 機能ID:0230888</p> <p>事業:給付の機能ID:0230884(福祉用具事前申請管理機能)/0230879(住宅改修申請管理機能)の内容のように機能ID:0230888に対し、以下の内容を追加することは可能でしょうか。</p> <p>※4 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外</p> <p>標準仕様書 事業(給付) 機能ID:0230878</p> <p>管理項目「着工日時点要介護状態区分コード」も※4 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外 を該当にすることは可能でしょうか。</p>	<p>ご意見の内容につきまして、要介護度に関する情報を申請情報の登録時に必ずしも個別に設定するのではなく、要介護認定情報を参照し処理することも考えられますので、課題内容に記載されています機能IDを含め、以下の管理項目について、「要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外」となるよう追記しました。</p> <p><対象となる管理項目></p> <p>機能ID 0230872(8.3.1.) 管理項目「要介護状態区分コード」</p> <p>機能ID 0230878(8.3.5.) 管理項目「着工日時点要介護状態区分コード」</p> <p>機能ID 0230884(8.4.1.) 管理項目「要介護状態区分コード」</p> <p>機能ID 0230888(8.4.4.) 管理項目「要介護状態区分コード」「要介護認定有効期間開始日」「要介護認定有効期間終了日」</p> <p>機能ID 0230895(8.6.1.) 管理項目「サービス提供月要介護状態区分コード」「サービス提供月認定有効開始日」「サービス提供月認定有効終了日」</p> <p>機能ID 0230897(8.6.3.) 管理項目「サービス提供月要介護状態区分コード」「サービス提供月認定有効開始日」「サービス提供月認定有効終了日」</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/2)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
3	<p>【検討課題一覧 No.102】 厚生労働省から毎年全国の自治体に依頼がある「特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査について(依頼)」(例 老高発0408第1号)は、全国的に行う調査であるため、リストの整理に必要な機能を標準仕様に盛り込むべきではないか。 本件では、各事業所から提出される介護保険の被保険者リストについて「転出・死亡」をしていないかの確認、重複した被保険者の名寄せ等をする必要がある。</p>	<p>事業所から提出される被保険者のリストについて、統一的なインターフェースが定められているものではなく、事業所や自治体が独自に準備されているものかと思われます。また、被保険者の突合せ(名寄せ等)を行うための条件等が規定されているものではありませんので、標準準拠システムにおけるEUC機能の活用や、外付けでベンダが別途提供するEUCツールを活用して対応していただきますようお願いいたします。</p>
4	<p>【検討課題一覧 No.103】 【自治体からの質問内容】 「生活保護受給情報」の連携IFはあるが、「代理納付の消込データ」や「代理納付有の納入通知データ」の連携IFを規定される予定はあるか。 【デジタル庁見解】 ・当質問の趣旨は、「代理納付情報は生活保護システムから連携されるものとするが、そのような規定がないのではないかと考えます。 ・介護保険および生活保護の機能要件には該当する要件がないように思い、当庁では判断できかねる状況です。 【厚労省様へのご質問】 ・代理納付情報が生活保護システムから連携されることは想定されているのでしょうか？</p>	<p>まず、「代理納付の消込データ」に関する連携につきましては、介護保険システム標準仕様書の機能ID 0230418及び0230419 の機能要件にて「代理納付の消込データ」を生活保護システムから受領し取り込む機能を想定しておりましたが、ご指摘のとおり、相手側(提供元)を明記できておりませんでした。 また、提供元となる生活保護システム側に介護保険システムへの連携(提供)に関する機能追加の調整ができておらず、要件に相違がある状態となっております。 上記を踏まえ、以下2点を検討課題といたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「代理納付の消込データ」の取り込みに関する連携機能について、提供元となる生活保護システムを明記することを検討する。(介護保険の機能・帳票要件を見直し) 2. 1の追記にあたり、提供元となる生活保護システムの標準仕様書に、介護保険システムへ「代理納付の消込データ」を提供する機能を追加いただくよう調整する。(生活保護の機能要件へ追加依頼) <p>次に「代理納付有の納入通知データ」につきましては、介護保険の機能別連携仕様「連携ID 023o057」の連携項目にて生活保護が必要とされるデータは提供可能と考えます。また、生活保護システム標準仕様書の機能要件(機能ID:0210157)にて、「介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を介護保険システムから連携したデータをもとに…」とあるため、規定済の内容にて結びつくものと考えます。</p>